

4月17日(日)は一斉清掃の日です

みんなで協力して、公衆衛生の向上を図り、清潔で住みよい町にしましょう。

■清掃場所：住宅周辺、道路、公園など、各行政区内の清掃をお願いします。

※ 地区によって、清掃場所や時間が異なります。詳細は、各行政区や班の指示に従ってください。

■ごみの排出先と排出方法

▽集めたごみは各地区の集積所をお願いします。

▽燃やすごみや燃やせないごみなどに分類し「指定袋」に入れてください。

▽分別されていないものは、ルール違反ごみのステッカーが貼られる場合があります。

■分別区分

▽びん：油のびん、汚れが取れないものは「燃やせないごみ」に分別してください。

▽ペットボトル：汚れが取れないものは「燃やすごみ」に分別してください。

▽缶：汚れの取れない缶は「燃やせないごみ」に分別してください。

▽スプレー缶：材質、汚れの取れないものなどに関わらず、穴を開けて「缶」に分別してください。

▽プラスチック製容器包装、発泡スチロール、食品トレイ：汚れの取れないものは「燃やすごみ」に分別してください。

■一般家庭ごみとの区別

▽一般家庭ごみと区分するため、一斉清掃で回収した袋にはマジックなどで「一斉清掃」と必ず記入し一斉清掃と分かるようにしてください。

■不法投棄の取り扱い

▽不法投棄による処理困難物(ガスボンベ、バッテリー、鉄塊など)や粗大ごみ、家電リサイクル法対象機器や資源有効利用促進対象機器(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機、パソコン)を発見した場合には、回収しないで現状のまま、町民福祉課または駐在所まで連絡してください。(法律により罰則を適用)

■回収

▽集められたごみは業者が収集運搬します。一般家庭ごみの収集日に回収しますので、その間、集積所に残っている場合があります。側溝清掃などによる土砂、汚泥については回収できません。

■問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-55662



地震による住宅被害復旧補助制度

東日本大震災と平成23年4月7日に発生した余震により住宅が被災した人を対象に、補修費用や改修費用の一部を補助します。

■補修に対する補助額

10万円以上の補修工事の半額(ただし上限は30万円)

※ 半壊、一部損壊した住宅が対象。応急修理制度を活用した場合は対象外です。

■改修に対する補助額

①地震に強くする(現在の耐震基準を満たさない住宅を基準に適合させる工事)

▽耐震改修工事の費用の半額(ただし上限は60万円)

②バリアフリーにする(床の段差解消、手すり設置、高齢者用トイレ設置などの工事)

▽バリアフリー改修工事の費用の半額(ただし上限は60万円)

③県産材の使用

▽県産の木材を積極的に使用した改修工事の費用の半額(ただし

上限は20万円)

■被災宅地復旧に対する補助額

地盤の補強や整地工事、擁壁の設置や補強工事などの復旧工事の費用の半額(ただし上限は200万円)

■利子補給

新築・補修で金融機関などから資金の借入れをした場合に、その利子の一部を補給します。

■その他

▽工事を着工する前に必ず申請書類を提出してください。着工後の申請は対象外です。なお当該年度内の完了が必須条件です。

▽対象となる工事内容を組み合わせて工事した場合には、それぞれ補助金が交付されます。

▽予算には限りがあります。対象となる工事内容や手続き方法など、詳しくは建設水道課までお問い合わせください。

■問い合わせ先

建設水道課 ☎46-55669

お済みですか 第10回特別弔慰金の請求

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に、第10回特別弔慰金として額面25万円、5年償還の記名国

債が支給されます。

特別弔慰金については、平成30年4月2日までに「ご請求ください。」

■問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-55662

「高齢者向け給付金」の申請を4月15日から受け付けます

資金引き上げの恩恵が及びにくい高齢者を支援するため「年金生活者等支援臨時福祉給付金」を支給します。

■支給対象者

平成27年度分臨時福祉給付金の支給者および支給対象者のうち平成28年度中に65歳以上となる人。

ただし「生活保護の受給者である場合」などは除きます。

■支給額：一人につき3万円

■申請方法

平成27年1月1日時点で町内に住所があり、支給対象者と思われる人に4月上旬から「申請のお知らせ」と「申請書」を送付します。

■申請書を送付します。

申請のお知らせなどが届かない場合でも、該当すると思われる人はお問い合わせください。

■申請場所：役場1階談話室

■受付期間

4月15日(金)～7月15日(金)

■その他

給付金については、審査後、支給・不支給決定通知書を送付し、支給決定者に支給します。

申請内容の審査結果によっては、給付されない場合があります。

■問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-2111(内線191)

育英資金の貸し付けを行っています

■出願資格

▽高校以上に在学し、保護者または本人が町内に居住している人

▽学業意欲が高く、経済的な理由により修学が困難な人

▽連帯保証人を2人(保護者および保護者以外の者)立てられる人

■受付期間

4月11日(月)～5月10日(火)

■提出書類

▽育英資金貸付願書(現在の学部・学科を志望した理由、将来の目標などについての作文を添付)

※ 書類は教育委員会にあります。

■住民票(願出人と保護者分)

▽在学証明書

▽所得証明書(家族の所得証明書か源泉徴収票の写し)

■貸付金

①高校Ⅱ月額1万円以内

②高専Ⅱ月額1万7千円以内

③大学・専門学校Ⅱ月額3万9千円以内

■貸付期間：平成28年4月から

■貸付決定：選考委員会を経て町長が決定します。

■申し込み・問い合わせ先

教育委員会 ☎46-5576

予防注射日程

期日	場 所	時 間
4月20日(水)	14区公民館	9:00～9:15
	長部地区交流センター	9:30～9:45
	小島神社鳥居付近	10:00～10:15
	20区コミュニティセンター	10:30～10:40
	旧小島小学校付近	10:55～11:10
4月21日(木)	長島体育館	11:25～11:55
	大佐公民館	9:00～9:15
	佐野公民館	9:30～9:40
	祇園公民館	9:50～10:00
	12区町浄水場付近	10:15～10:30
4月22日(金)	13区公民館	10:45～11:00
	2区公民館	11:15～11:30
	瀬原屯所付近	11:45～11:55
	3区雷神社付近	9:00～9:05
	戸河内コミュニティセンター	9:20～9:25
	小野寺誠吉様宅付近	9:40～9:45
	4区ふれあいセンター	10:00～10:10
5区公民館	10:25～10:35	
6区河原橋付近	10:50～11:00	
7区公民館	11:15～11:25	
町保健センター	11:40～12:10	

春の狂犬病予防注射



「狂犬病予防法」により、狂犬病予防注射は年1回の接種が義務づけられています。

狂犬病は現在日本では発生していませんが、日本以外の多くの国では今も流行し続けている病気です。これから国内での流行を防ぐため、ご協力をお願いします。

■日時…右表の通り

■接種対象…生後91日以上の全ての犬

■料金…3,100円

(おつりのないよう準備をお願いします)

▷注射時には、保健センターから送付されるハガキと注射料金を忘れずに持参してください。

▷注射中に犬が逃げ出すことのないよう、事前に首輪などの点検をお願いします。

▷排泄物の処理は、飼い主が責任を持って行ってください。

▷訪問注射を希望する場合や期間中に注射を受けられない場合は、後日動物病院に連絡の上、接種してください。

犬の登録も忘れずに

当日、注射会場では犬の登録も実施します。登録料は3,000円(注射料金と別途)です。

■問い合わせ先…保健センター ☎46-5571